

I 計画の概要と位置づけ

1 都市計画マスタープランの概要

「都市計画マスタープラン」とは、長期的・総合的な視点から都市の将来像を明確化することにより、今後の都市計画の指針として定めるもので、都市計画法第 18 条の 2 に定められた法定計画です。

都市計画マスタープランの特徴としては、次のような点があげられます。

- 地域住民の意思を反映させる都市計画です。
- 地域固有の特色を活かした都市計画です。
- 長期目標を概ね 20 年先として、長期展望のもとに都市づくりを進めます。
- 土地利用・都市施設等の個別の計画について、相互に整合性のとれた都市計画の実現を図ります。
- 地域住民の参加によって、その意向を反映するのみならず、都市計画に対する地域住民の理解を深め、今後の都市計画への関心を高めることで、事業に対する合意形成を図ります。

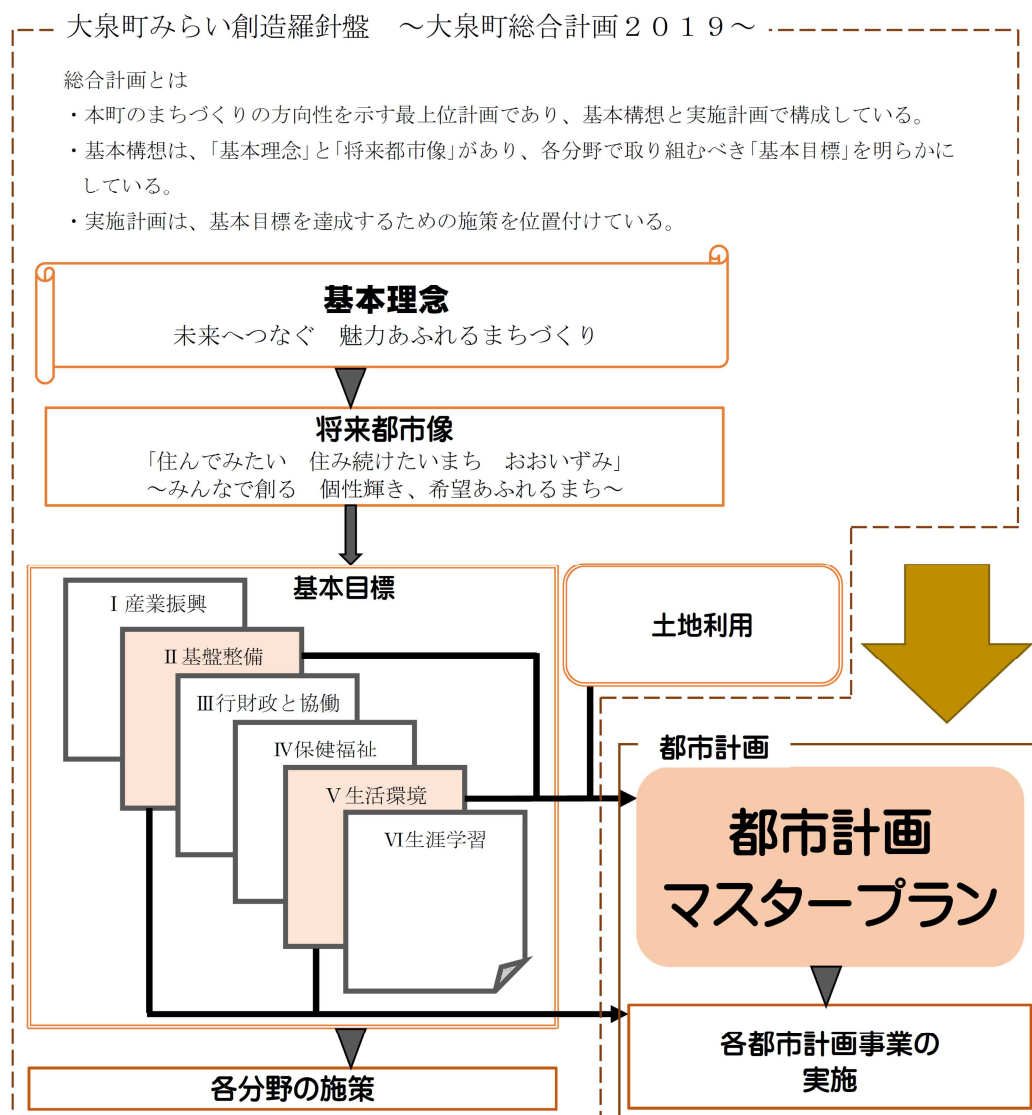
この都市計画マスタープランの策定によって、行政と住民が一体となって進める都市計画の実現が期待されます。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 関連上位計画との関係

都市計画マスタープランは、都市計画(①土地利用に関するもの、②都市施設の整備に関するもの、③市街地の一体的な開発・整備を目的とするもの)に関する基本的な方針を定めるものであり、町の総合計画に即し、町の将来の都市づくりの方向性を規定する計画として位置づけることができます。

このため、都市計画マスタープランは、「総合計画」の下位に位置づけられる計画で、この関係は次のようになります。



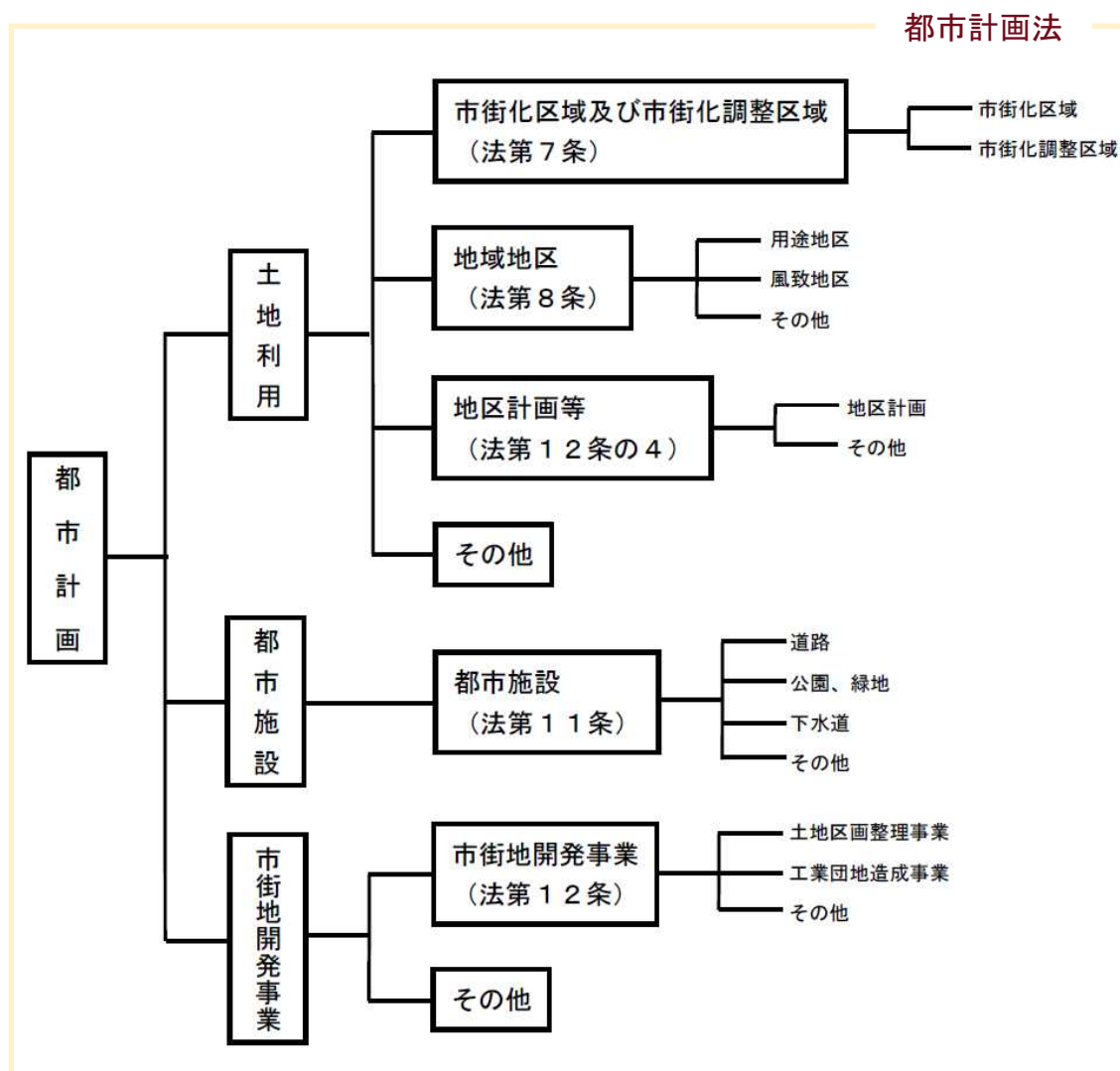
※総合計画は、平成23年5月に地方自治法が改正され、策定義務が廃止されましたが、本町では、各分野の取り組みや行政運営の総合的な指針を示すため、平成31年3月に策定しております。

(2) 都市計画法上の位置づけ

都市計画法では、まず法律の適用範囲である都市計画区域を設定します。本町の都市計画区域は行政区域全域にわたり、近隣の太田市とともに構成する太田都市計画区域に含まれます。

都市計画区域では、県知事が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を定めます。都市計画区域マスタープランは、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（いわゆる線引き）をはじめとした都市計画の基本的な方針を定め、都市計画法に基づく土地利用の規制あるいは都市計画事業の根拠となるものです。しかし、この都市計画区域マスタープランは、太田都市計画区域という広域に対して設定されているため、大方針としてその有効性はあるものの、地域の実状に対応したきめ細やかな土地利用規制・誘導や都市基盤施設の整備に対する、本町の基本方針が必要となります。

本都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランと有機的な関係を保ちながら、町の実状にあわせた都市計画の基本方針を定めるものです。



3 第二次大泉町都市計画マスタープランの見直し

平成 23 年 3 月に策定した第二次大泉町都市計画マスタープランは、目標年次を平成 32 年（令和 2 年）、展望年次を平成 42 年（令和 12 年）と定めていました。

〈一部改訂前の第二次大泉町都市計画マスタープランの概要〉

■将来像

人と地球にやさしいうるおいのある快適なまち

地球環境に配慮しながら、人と自然が共生した都市環境の構築に努めるとともに、東毛広域幹線道路や都市計画道路等の整備、公共交通機関の利便性向上、公園・緑地の保全、災害に強い河川・水路の整備などを通じて「人と地球にやさしいうるおいのある快適なまち」の実現を目指します。

■将来フレーム

平成 32 年（令和 2 年）	総人口	39,005 人
	総世帯数	17,413 人
	世帯あたり人員	2.24 人/世帯
平成 42 年（令和 12 年）	総人口	35,715 人
	総世帯数	17,254 人
	世帯あたり人員	2.07 人/世帯

第二次大泉町都市計画マスタープランは、策定から10年が経ち、目標年次の令和2年を迎えました。その間、上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」が策定されるとともに、東毛広域幹線道路の完成など、社会経済情勢の変化に対応するため、必要となる見直しを行い、第二次大泉町都市計画マスタープランを一部改訂しました。

○上位計画等の見直し

- ・大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～【平成31年(2019年)3月策定】
- ・第二期大泉町総合戦略【令和2年(2020年)3月策定】
- ・大泉町人口ビジョン【平成28年(2016年)3月策定】【令和2年(2020年)3月改訂】
- ・東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【令和2年(2020年)12月策定】

○社会経済情勢の変化

- ・東毛広域幹線道路等の開通に伴う新たな土地利用の検討
- ・人口の減少に対応したコンパクトなまちづくりの推進
- ・多発する集中豪雨や大型台風等に対する浸水対策の検討

